

つがる西北五広域連合つがる総合病院 登録医制度要綱

(目的)

第1条 本要綱は、つがる西北五広域連合つがる総合病院（以下「当院」という。）が、地域の医療機関等（主に西北五保健医療圏の医療機関及び当院と医療連携を行っている医療機関等）との連携を深め、相互に医学の研鑽を行い、地域における第一線の医療機関であるかかりつけ医と適切な機能分担を進め、患者の診断から治療、経過観察まで包括的で一貫性のある医療を提供し、地域医療の充実と発展を図ることを目的とする。

(登録)

第2条 登録の対象は、西北五保健医療圏の医療機関及び当院と医療連携を行っている医療機関等の医師・歯科医師及び当院院長（以下「病院長」という。）が認める医療機関及び医師・歯科医師とする。

2 登録を申請しようとする医療機関及び医師・歯科医師は、「つがる西北五広域連合つがる総合病院連携登録医申込書（様式1）」を作成し、当院院長に提出し、承認を受けるものとする。

3 登録を承認した場合、当院の登録医療機関名簿に医療機関名、医師名等を登載し、登録された医療機関には、「つがる西北五広域連合つがる総合病院連携登録医 登録確認書（様式2）」及び「登録医証（様式3）」を送付するものとする。

4 登録の期間は、登録日の属する年度の3月31日までとする。また、登録期間満了時において双方に異存のない場合は自動的に延長する。ただし、病院長が不相当と判断した場合は、登録を取り消すことができる。

5 登録医は、登録内容に変更が生じた場合は「登録内容変更届（様式4）」を病院長に提出するものとする。

6 登録を辞退する場合は、任意様式で文書にて申請するものとする。

(登録医の責務)

第3条 登録医は、当院において知り得た患者及びその家族などに関する個人情報について、守秘義務を負うものとする。

2 登録医は、登録医から紹介された患者（以下「紹介患者」という）のためにできる限り当院に患者情報を提供すること。

3 登録医は、紹介入院患者のために診療上必要と思われる事項について、当院の主治医及び病棟責任者と意見を交換し、患者に最適な医療が行われるよう努めなければならない。

4 登録医は、当院の規定を守るとともに病院内においては、所定の名札をつけるものとする。

5 登録医は、過失により当院に損害を与えたときは、賠償の責任を負うものとする。ただし、賠償の求償の程度は協議して定める。

(登録医の権利)

第4条 登録医は、各々の実施要項に定める下記の活動を行うことができる。

(1) 開放病床に入院した紹介患者の病院担当医との共同診療等

- (2) 紹介患者の診療・手術等のための、当院の設備・機器等の共同利用
- (3) 紹介患者の診療情報の閲覧
- (4) 症例検討会、講演会、各種研修会等への参加
- (5) 図書室の他、病院長が認める院内施設の利用
(患者の紹介及び逆紹介)

第5条 当院は、紹介患者について、診療及び入院を迅速に行うよう努めるものとする。

2 当院は、紹介患者に関する診療情報について、診療後、遅滞なく登録医に報告するものとする。

3 当院は、容態が安定した紹介患者について、原則として登録医に逆紹介するものとする。また、それ以外の患者についても、登録医に紹介するよう努めるものとする。

(その他)

第6条 本要綱に定めるもののほか必要な事項は、地域連携委員会の承認を経て病院長が定める。

附則 この要綱は、令和7年7月1日から施行する。